

地域企業チャレンジ応援事業

—新規正規雇用を伴う工場、研究所等の新增設、集約を補助—

1 概要

経済・雇用対策として、秋田県内に工場、研究所、事業所を新增設又は集約する企業に対し、初期投資や集約に要した経費、雇用に要した経費の一部を補助します。

2 内容

補助対象者

(新增設型)

工場等を新增設する製造業又はサービス業等非製造業（別記業種を除く。）を営む企業で、次に掲げる要件をすべて満たすものが対象になります。

- (1) 平成23年3月末までに工事等に着手し、平成23年12月末までに工事等が完了すること。
- (2) 投下固定資産（工場等の新增設に伴い取得した建物、機械装置等の減価償却資産）の額が3千万円以上であること。（製造業のみ）
- (3) 工場等の新增設に伴い増加する正規雇用者の人数が、次に定められた人数以上であって、1年間以上継続してその人数以上であること。
 - ・ 製造業 5人以上
 - ・ サービス業等非製造業 10人以上

(集約型)

県外の工場等を県内に集約する製造業を営む企業で、次に掲げる要件を満たすものが対象になります。

- (1) 平成23年3月末までに工場等の集約に着手し、平成23年12月末までに集約が完了すること。
- (2) 集約に伴う経費の額が3千万円以上であること。

補助対象経費

(新增設型)

- (1) 雇用に要した経費
- (2) 投下固定資産経費（製造業のみ）

(集約型)

- (1) 集約に要した経費
- (2) 雇用に要した経費

補助金の額・補助率

(新增設型)

- (1) 雇用奨励費
増加正規雇用者1人につき年間25万円（限度額1,000万円）
- (2) 投下固定資産経費（製造業のみ）

- ・ 増加正規雇用者数が5人～9人の場合
投下固定資産額の10%（限度額3,000万円）
- ・ 増加正規雇用者数が10人以上の場合
投下固定資産額の20%（限度額6,000万円）

（集約型）

- （1） 集約に要した経費の20%（限度額6,000万円）
- （2） 集約に伴う増加正規雇用者数1人につき年間25万円

提出書類

所定の利用承認申請書、新增設計画書等

申請時期

平成23年3月31日まで（この日までに工事等に着手すること）

手続きの流れ

事業利用承認申請→ 承認→ 工事等着手→ 工事等完了・雇用要件達成→
1年間の雇用継続完了→ 交付申請→ 交付決定→ 実績報告書の提出→ 検査→ 交付

3 問い合わせ先

- （財）あきた企業活性化センター
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
経営革新担当 TEL 018-860-5701 FAX 018-863-2390
相談窓口担当 TEL 018-860-5610 FAX 018-860-5704
- 秋田県産業労働部産業集積課企業支援班
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
TEL 018-860-2252 FAX 018-860-3887

（別記業種）

- 1 農業
- 2 林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）
- 3 漁業
- 4 金融保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）
- 5 医療、福祉の医療業のうち病院、一般診療所、歯科診療所
- 6 以下のサービス業等
 - （1） 風俗営業・性風俗関連特殊営業等、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年7月10日法律第122号）により規制の対象となるもの
 - （2） 易断所、観相業、相場案内業
 - （3） 競輪、競馬等の競争場、競技団
 - （4） 芸妓業、芸妓斡旋業
 - （5） 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業
 - （6） 興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）
 - （7） 集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものは除く。）
 - （8） 宗教
 - （9） 政治・経済・文化団体